

溶接ヒューム等に係る政令等の改正について

1 改正の趣旨

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令等について所要の改正が行われました。

2 改正の対象となる物質及び改正内容の概要

① 溶接ヒューム及び溶接ヒュームを含有する製剤その他のものであって、溶接ヒュームの含有量が重量の1パーセントを超えるもの

⇒ 特定化学物質（第2類物質）に新たに追加されたことによって、新たに法規制の対象となりました。また、金属アーク溶接等作業に係る新たなばく露防止措置等が設けられました。（以下のパンフレット参照）

② 塩基性酸化マンガン

⇒ 特定化学物質（第2類物質）である「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」が「マンガン及びその化合物」に改正されたことから、新たに法規制の対象となりました。

3 改正内容の詳細

詳細については、以下のパンフレット等をご覧ください。

・ 政令等の改正に係る通達

[PDF](#)

・ 改正政令（労働安全衛生法施行令）

[PDF](#)

・ 改正省令（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則）

[PDF](#)

・ 改正告示（作業環境評価基準等）

[PDF](#)

・ 令和2年7月31日付け告示（濃度測定の方法等について）

[PDF](#)

<本省版パンフレット>

・ 溶接ヒューム（屋内作業）

[PDF](#)

・ 溶接ヒューム（屋外作業）

[PDF](#)

・ 塩基性酸化マンガン

[PDF](#)

金属アーク溶接等作業に従事する皆様へ

「溶接ヒューム」が特定化学物質になります！
特定化学物質障害予防規則が改正されました
(令和3年4月1日施行（一部令和4年4月1日及び令和5年4月1日施行）)

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」は、これまで「粉じん」として健康障害防止対策を講じてきましたが、今般、溶接ヒュームに含まれる化学物質について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、**特定化学物質に追加**し、ばく露防止措置などの必要な対策を講じていただくために、政令と厚生労働省令の改正を行いました。
これにより、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定の実施が義務付けられることとなりました。

1. 政令の改正の概要

- 特定化学物質（第2類物質）に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンを除かれていた「塩基性酸化マンガン」を追加しました。
- これまで金属アーク溶接等作業を行うものについては「アーク溶接特別教育」を受講していただく必要がありましたが、今回の改正でこれに加え、アーク溶接等作業を現場で指揮する方は「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した方を**作業主任者として選任**する必要があります。なお、作業主任者の選任につきましては**令和4年4月1日**までに行ってください。
- これまで金属アーク溶接等作業を行う者については粉じん障害防止のため、所見がない場合は3年に1回（所見のある場合には年1回）の「じん肺健康診断」の実施が必要でしたが、今回の改正で、「溶接ヒューム」に係る「**特殊健康診断**」についても**6か月以内**に**1回、定期に実施**する必要があります。また、事後措置、監督者への報告等が必要になります。
- 塩基性酸化マンガンの製造・取扱業務を行う屋内作業場については、作業環境測定の対象となります。
なお、溶接ヒュームについては、定期的な作業環境測定の実施は必要ありません（詳細は「2. 厚生労働省令の改正の概要」を参照ください）。

※ 「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であるに限らず、アークを熱源とする溶接、溶断、カウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません。なお、自動溶接を行う場合、溶接中に溶接機のトーチに近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業等は含みません。

2. 厚生労働省令の改正の概要

- 測定及び換気関係
① これまで金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、粉じん障害予防のため、少なくとも全体換気を行うこととされていましたが、今回の改正でも同様に、屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（プッシュプル型換気装置、局所排気装置を含みます）が義務付けられます。

沖縄労働局・労働基準監督署

[溶接ヒュームに係る改正内容を
まとめたパンフレット](#)（沖縄局版）